貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の １カ月及び１年についての拘束時間の延長に関する協定書

* トラックなど自動車運転者の拘束時間は、１カ月あたり２８４時間以内とされています。

ただし、事業の繁忙・閑散等を考慮して、労使協定を締結する場合には、１年のうち６カ月までは、１年間の拘束時間が３４００時間を超えない範囲において、１ヶ月についての拘束時間を３１０時間まで延長することができます。

１ヶ月の拘束時間が２８４時間を超える月は連続３ヶ月までとしなければなりません。

※上記にもとづき拘束時間を延長する場合は、この協定書式をご利用下さい。該当しない場合は使用する必要はありません

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

日までとする。

本協定に基づき1ヶ月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、１ヶ月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

３

４

５

労働者

使用者

労働者代表

日

月

年

本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、 日（ 日以上）前までに協議を行い、変更を行うものとする。

使用者 と、労働者代表 は、

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示）第４条第１項第１号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し下記のとおり協定する。

記

１

２

本協定の適用対象者は、

とする。

拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は 日とする。

本協定の有効期間は

年

月

日から

年

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

年間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間

時間